



Title	実方謙二教授の経歴と業績
Author(s)	稗貫, 俊文
Citation	北大法学論集, 46(6): 491-511
Issue Date	1996-03-29
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/15659">http://hdl.handle.net/2115/15659</a>
Type	bulletin
File Information	46(6)_p491-511.pdf



[Instructions for use](#)

# 実方謙二先生の業績と貢献

稗貫俊文

はじめに

実方謙二先生は、この三月末日をもって、北海道大学法学部を定年で退官される。

○ 実方先生が北海道大学に赴任されたのは、一九七五（昭和五〇）年四月のことである。爾来、二〇年余にわたり、学部で商法の講義、経済法の講義と演習、国際経済法の講義をされ、大学院で経済法の研究指導をされた。その間、反トラスト法と独占禁止法の研究を行い、独占禁止法の運用の改善に資する論文を次々と公表され、それによって、学会の理論水準を高められた。また公正取引委員会の各種の審議会（研究会）の委員と座長を務め、一九八一（昭和五六）年以降は独占禁止懇話会の会

員も務められ、我が国の独占禁止法の執行力の強化にも貢献された。

先生が公表された研究は、理論研究の論文と、法運用の実践的な提言のための論文とに分かれ、それが先生の研究の車の両輪のような役割を果たしている。論文は多数にわたるが、それらはこの何れかに属するものとして分類することができる。巻末に先生の業績が掲載されている。それは先生の業績の大部分を網羅している。それを一覧するだけでも、先生の研究の偉大な足跡がみてとれよう。

## (二) 実方先生の業績について——その一

現代経済を特徴づけるものは市場構造の寡占化である。先生は、寡占市場を対象とする米国の反トラスト法の研究を行った。反トラスト法の判例分析と理論研究の成果は、今なお、我が国で他の追従を許さない理論水準を誇っている。独創的な研究の集積により、先生ご自身の揺るがない理論的支柱を形成されたのである。

いわゆる「寡占市場問題」の起源は一九三〇年代の大恐慌に溯る。これが実方先生の理解である。一九三八年のF・D・ローズベルト大統領の「反独占」教書は、一九三五年にNRAの政策（政府主導のカルテル政策）が違憲とされたあと、大統領が選択した新しい政策を示すものであった。同大統領は、反トラスト法の歴史に残るこの教書で、自由私企業体制の現状と問題の検討を行うため、連邦議会の上院・下院の議員と連邦政府職員で構成される臨時全国経済委員会（TNEC）の設置を議会に要請し、議会がこれに応えた。独占問題にはわかに時代の焦点となった。

TNECが提出した調査報告書、とくに一九四一年の最終報告書は経済力集中と独占の弊害を克明に明らかにした。政府の

反トラスト訴訟の提起が活発に行われ、重要な判決が次々と下された。反トラスト法の黄金時代——実方先生が初期の論文の対象とした——が始まる。反トラスト政策は、かつての農民や労働者、進歩的知識人の反トラストの大衆運動から、いまや米国経済に組み込まれる制度となった。第二次世界大戦による中断をはさんで、一九五〇年代に、独占の弊害に対する対応策が具体的に論じられるようになった。経済学者メイソンを始祖とする産業組織の研究がそれを推し進めた。メイソンは、市場の寡占化は規模の経済の所産であり、原子的市場への回帰は今では不可能であるが、有効な競争の維持は可能であり、必要であるとした。これによって寡占市場で有効な競争の条件を如何に確保するかが現代の反トラスト法の課題となったのである。

実方先生は、ロストウ、カプラン、メイソンなど経済学者や反トラスト法学者の論文を通じて、またケイゼンとターナーの今では古典的な名著「ANTITRUST POLICY」（一九五九年）を通じて、反トラスト法の新しい展開（ロストウのいう「新シャーマン法」）を見いだし、それを自らの研究課題と受け止められた。少数の大規模な企業で構成される市場はさまざま問題——企業の同調的な価格行動、その背後に隠される共謀の可能性、垂直統合や多角的な企業合併による参入障壁の形成、流通網（販

路)の系列化と非価格競争(宣伝広告と技術革新)の隆盛——を生み出す。反トラスト法のそれまでの規制手段はここで限界に直面し、市場構造自体を規制対象とする必要性が生まれる。しかし、「市場構造規制は法的に可能性であるか」、「それは経済的に有効であるか」、「他に取し得る手段はないか」等々の問題がある。実方先生は、米国の反トラスト法運用当局(司法省とFTC)や連邦裁判所が、この問題にどのように対応し、どのような限界にぶつかったのか、このことに強い関心をもって判例、論文、各種の調査報告書を精力的に研究された。市場構造の規制を志向する独占規制(企業分割)の理論、共謀の立証の理論、合併の多様な形態の競争影響の分析とそれを規制する理論の開発、寡占企業の市場支配力を補完する流通系列化の規制など競争政策のさまざまな法的対策を検討された。その成果の大部分は、後に、著書『寡占体制と独禁法』有斐閣(一九九〇年)のアメリカ法の研究の部分に収められている。

## (二) 実方先生の業績——その二

実方先生は、我が国の独占禁止法の研究においても、寡占市場を主たる研究対象にされた。寡占市場問題を個々の研究課題

に分解して、それらを個別に攻略する研究を進められた。

第一に、我が国での高度寡占市場の構造規制(企業分割)の必要性と可能性を研究された。そのために、私的独占の行為概念の拡大の可能性と、排除措置の範囲の拡大の可能性を検討された。この研究の基礎になったのは企業分割が問題になった一群の米国判例の研究である。一九七七(昭和五二)年改正で独禁法に「独占的状态に対する措置」が導入された。先生は、構造規制の体系的な整合性から、この導入が私的独占による構造規制を根拠づけることになるとして、排除措置による構造規制の拡大可能性を問うている。残念というべきか、構造規制に対する社会的な熱意の後退で、この議論は実務と接点をもつに至っていない。しかし、再び構造規制の問題が提起されるときには、この研究が切り開いた水準が新しい出発点となるであろう。

第二に、高度寡占市場の成立を防止するために、水平合併だけでなく、垂直合併と混合合併の規制の理論を深化させた。合併は「異なる経営資源を結びつけて効率性を高める」という考え方の現実性に先生は懐疑的である。合併は内部成長と異なり市場の試練を経っていない。市場集中度が一定の限度をこえれば違法性の推定が働く、とするのが先生の基本的立場である。垂直合併がもたらす市場閉鎖効果や参入阻害効果を重視する。混

合併が互恵取引を促して類似の効果をもつことを重視する。

これらの考え方は、公正取引委員会の一九八一年(昭和五六)年の「会社の合併等の審査に関する事務処理基準」の基礎になっている。

第三に、米国のカルテル規制の研究から、カルテル行為の違法性の本質が共同性(合意)にあるととらえる。またカルテルの学習効果の理論や情報理論など新機軸を導入してそのメカニズムを解明し、カルテルを早い段階で違法とする実際の必要性を説く。このようにして先生は、「不当な取引制限」を、米国の当然違法の法理に接近させるべく、要件を巧みに再構成する。この構成は、行政指導が多様な形態だから我が国のカルテル事件を明解に分析する。

新聞販路協定事件・東京高裁判決(昭和二八年八月三〇日)以降、「相互拘束」は競争事業者の間のみ成立するという通念が支配した。この通念が長く独禁法二条六項の「相互拘束」の解釈を主導したのは文理に適合する強さのためである。先生は、共通の目的に向けられた共同行為者の「相互認識に基づく自制」を相互拘束と規定して、違反行為者の範囲を競争事業者の範囲から拡大した。そして、カルテルの実効に寄与するすべての事業者を違反者とする理論を開発した。裁判所も、社会保

険庁シール談合事件・東京高裁判決(平成五年一月一四日)において、取引段階の異なる事業者の関与がなければカルテルが実効的に行われない場合に、「同質的競争関係にある者に限るとか、取引段階を同じくする者であることが不可欠であるとする考え方には賛成できない」と述べて、ようやく自縄自縛を解いたのである。これも実方先生の理論的貢献といえよう。

寡占企業の同調的行動を規制するために、暗黙の共謀の推定方法の研究のを行い、協調的行動の誘因となる市場の促進要因の研究を行う。価格カルテル規制に伴う価格引き下げ命令という規制方法に注目し、それは統制価格に等しいと原理的に否定することなく、その技術的な可能性を最後まで検討される。

第四に、寡占企業の流通支配を有力な協調促進要因とみて、それを規制する諸理論を開発する。不公正な取引方法の「公正競争阻害性」に係る違法性の基準は、「行為の外形」からみた違法性(原則違法)と、「行為の意図・目的や効果・影響」を具体的にみた違法性との間に幅があり、その間に連続した共通の物差しが存在することを指摘する。個々の行為類型の違法性は、その行為が本来有する影響・効果からみて、このモノサシのどこに位置するかを判定し、その位置に適切な基準を設定する。ここでは、米国判例における当然違法の法理と条理の原則

との間の違法性基準の連続性（いわゆる「スライディング・スケール」論）と、その幅の途中の位置する「量的実質性」の違法判断基準などが念頭におかれている。有力な事業者基準は、このような方式から生まれた違法性判断の展開例である。そのほか、広告費用の総額規制の可能性や、強い製品差別化が行われているときのブランド内市場を関連市場に画定しうる条件と可能性を追求された。

第五に、規制緩和に関する研究も、先生は早くから行っている。それは、おそらく、行政指導の研究や適用除外法の領域の研究を契機とするものである。独禁法も経済を規制する法律である。しかし、多様な行政的手法を動員する産業の直接規制と異なり、競争の維持を通じて間接的に規制を行うという手法を特徴とする。そのために、規制が規制を呼んで市場機構を窒息させることはない。累積された規制の弊害の改善に大きな社会的コストを負うこともない。いまでは常識であるが、これが先生の立場であった。規制産業においては、消費者不在のまま、お互いに痺い背中を掻き合う「鉄の三角同盟」（事業者、官僚、政治家の三者の癒着）が不可避であることを指摘し、規制における競争機能の利用の優位性とそれへの組み替えを説いてきた。不透明な政府規制を競争原理へ組み替える課題は、先生の最近

の研究で大きなウエイトを占めている。プリテッシュ・コロンビア大学ではカナダの法学者との共同研究で、航空、電力など規制産業の研究を行っている。また、ホットなNTTの分離・分割問題がからむ公正取引委員会の「情報・通信産業と競争政策検討委員会」の座長を務めている。

先生は、直接規制を一般に否定するわけではない。それが必要な場合の一般的条件、消費者利益を念頭においた法規制の手法、法規制の限度の研究を行い、役目を終えた規制の見直しと新たな規制の必要性に目を配っている。

最後に、損害額の立証にかかる米国の判例理論の研究や、クラス・アクション制度の研究など独禁法違反にかかわる消費者問題の一連の研究がある。また、メルボルン大学では、客員教授として、GATTなど国際経済法に関する研究を行っている。これらは指摘するにとどめる。

このように見ると、先生の研究成果は、我が国の競争政策の課題の大部分に関係していることがわかる。また、先生は構造規制志向のかつてのハーバード学派の理論的な影響を強くうけていることがわかる。これらが冒頭で述べた「研究の偉大な足跡」である。

### (三) 実方先生の理論の実務への影響

先生の一連の研究は一九七七(昭和五二)年の独禁法改正に理論的な影響を与えた。独占禁止法の改正のイデオログとして、改正の実務面にも学者として深くかかわっておられた。思い起こせば、実方先生は、独禁法改正議論の最中に北海道大学に赴任されたのであった。そのときすでに先生は、反トラスト法研究の卓越した業績群により、寡占市場問題に造詣の深い我が国の屈指の独禁法研究者として知られていた。

「独占的狀態に対する措置」、カルテルに対する「課徴金制度」、「同調的値上げの報告」、企業集中規制の強化等が行われ、高度寡占市場対策の基本的な枠組みを整備した独禁法が一九七七(昭和五二)年に成立した。公正取引委員会が、課徴金制度など新しい政策手段をいかに有効に運用するかが今後の課題となった。しかし、結果は先生の期待に反するものであった。改正から一九八〇年中頃までの独禁法の運用は停滞した。公正取引委員会が「吠えない番犬」として知られたようになるのは後のことである。

一九八〇年前後から、流通問題と不公正な取引方法にかかる研究に一般的な関心がたかまり、公正取引委員会の告示「一般

指定」の改定が課題となった。公正取引委員会は、流通問題についての研究会を開催し、その後、「一般指定」の改定のための研究会を再度開催して、この課題の検討を「独占禁止法研究会」にゆだねた。実方先生の規制理論は、米国判例法の研究成果である違法性判断におけるスライディング・スケール論を基礎にする。先生は、研究業績からみて、この会の最有力メンバーであった。研究会の中間報告や最終報告は学者の議論の対象になった。一部の規制の考え方には他の学者から批判が出て、実方先生は、これを擁護する論陣をはった。先生が提唱した規制の部分(厳しい規制)が批判されたからであり、流通規制の研究をリードする学者としてのプライドによるものである。ともかく、この議論をもとに、公正取引委員会は、一九八二(昭和五七)年六月に、「不当に」と「正当な理由がないのに」の要件を使い分けた新「一般指定」を告示した。

一九八〇年代末より、規制緩和論の登場と日米構造問題協議が背景となり、独禁法の執行力が問題になった。実方先生の流通系列化の規制理論は、再び実務との接点を見いだすことになる。日米構造問題協議の最終報告書における日本側の約束事項を踏まえて、公正取引委員会は、当初、「不公正な取引方法」の内容を透明化することが課題であるとした。規制の強化は課

題ではないとされた。規制事例を整理する準備作業が行われ、実方教授は検討委員会第一部会の座長として、報告書の作成にかかわった。しかし、できあがった報告書は従来の事例を整理するだけのものではなく、従来の法運用の体系を一部変えるものであった。公正取引委員会は、報告書に基づき「流通・取引慣行ガイドライン」(平成三年)を作成、公表した。その内容も法運用の体系を変更するものであり、その反響も大きなものであった。第一に、法運用の体系にかかわるものとして、共同ボイコットを「不当な取引制限」に該当するとする法的評価の変更、垂直的非価格制限における有力な事業者基準の明確化と、価格影響という統一的な判断基準の採用、準価格維持行為の違法性の強化がある。これらの変更や明確化は司法審査に十分耐えうるであろう。そのほか、取引上の地位の濫用を含む違反行為の着目事項の詳細な列挙、違反行為の排除における株式会社保有の処分追加などが含まれている。第二に、「ガイドライン」の公表は産業界に大きな衝撃を与えた。事業者や事業者団体がこのガイドラインを真剣に受け止めた。街の本屋ではガイドラインの解説書や企業の独禁法遵守プログラムのマニュアル本が並んだ。

「ガイドライン」のどの部分に実方教授の理論が採用されて

いるか個々に指摘することは難しい。しかし、実方教授の理論が影響を与えたことは間違いない。実方先生の法理論は、海外からみた流通・取引慣行の固定性・閉鎖性を打破し、市場アクセスを容易にする役割を担うことになった。

先生の研究は車の両輪であると述べた。それは実務の課題に応えるかたちで理論的な研究を深め、理論的な研究の成果を実務的な提言の基礎にするという研究サイクルをもつからである。このようにして先生は理論的な研究を深めながら、公正取引委員会の法運用に積極的に肩入れされたのである。

実方先生は、根っからのトラスト・バスターであり、そのために公正取引委員会の行政権限は強いほど良いと考えられているようだ。現状では行き過ぎといわれる程度の規制が実は丁度よく、我が国では「自由主義」的な抑制は健全な経済社会の構築に必ずしも役立たないという現実理解をもたれているようである。日本の経済社会の有り様は、そのような現実感覚がしばしば正しい判断であることを示している。近年の「ガイドライン」による行政はある程度の違反予防効果をもたらし、事例相談も増えている。しかし、それは良いことばかりではない。たとえば、重点審査基準である「有力な事業者基準」(一〇%以上または業界第三位以上)が、事実上、違法性判断基準として



抑制的に機能するおそれはある。我が国の経済社会に競争政策が真に根づくためには、公正取引委員会が、監督官庁スタイルの行政手法を踏襲することなく、今後、準司法的行政機関としての役割と経験を一層重視する必要があるのではないか。職権で審判開始決定をすることが必要であり、それに適した事件は過去に存在したと思う。公正取引委員会の法運用に協力を惜しまない実方先生は、どのようにお考えになるだろうか。

#### (四) 実方先生の研究の方法

実方教授の研究方法は独創的である。反トラスト法の研究は、米国の豊富な法運用の経験に学び、最終的に、我が国の競争政策の現状を改善するための道具概念を開発するという目的で行う。方法の独創的はその徹底性から生まれる。

判例の研究がそうである。特定の事件の事実の分析から真の判決理由を発見するという判例分析の手法をとらない。コモン・ローの法理探求の技術を習得されいながら、それをあえて用いない。それが先生の研究目的に役立たないからである。判例研究において、反トラスト法の一定の理論 (doctrine) のもつ意義を、当該事件が起きた事業分野や産業の実態のなかでと

らえようとする。ある判決の米国の産業社会における客観的な役割を見いだすことが、経済法における比較法の使命と考えられている。では、判決の客観的な役割とは何か。それをどのようにして見いだされるのか。

先生のいう判決の役割とは、客観的にみた判決の経済規制機能である。ある法理が、いかなる取引の実情から生み出され、それが一定の生産活動や取引活動をどのように改善し、改善する可能性を内包しているか。また、その法理の基礎にある考え方からみて、その規制力にどのような限界があり、それは如何にして克服されるか。そのような研究のなかから、規制の「道具概念」を導きだす。このような「道具概念」の抽出をもって、我が国の独禁法の運用の改善と強化に役立てようとする。

その具体的作業は、第一に、判決の認定事実や、重要な判決の上訴理由書 (Briefs) を手掛かりに、当該事業分野の商品・役務の生産と流通における特性、生産と販売の慣行や制約条件、当該事業の他の競争事業者や、その川下や川上の事業者の数と規模の分布を調べる。認定されていない事実は他の関連論文や産業調査資料、産業統計文献を調べて補充する。第二に、広く特定産業 (石油、鉄鋼、自動車など) の産業組織の実証研究にあたり、その産業の発展の歴史、制約条件、技術の状況などを

調べる。このように調査した産業の実態の理解の中に、一連の判決とその法理を置いてみることで、判決の客観的に意義と機能を見出し出すとする。その客観的な意義のことを先生は「ある法理ないし一定の解釈論がもつ政策的なインプリケーション」という。

このような研究方法は、経済学をも積極的に利用することになる。反トラスト法の運用に有益な「有効競争論」に注目して、先生の初期の論文では、それを積極的に利用している。そのために、例えば、ハーバート・ロー・スクールに留学中に、参入条件を精緻に分析したJ・S・ベインの参入阻止価格の理論をマスターしている。これは道具概念を探索する過程の所産である。

この独自の比較法研究の成果は、先生の頭蓋の奥で発酵して、我が国における法運用の課題に直面したときに、元のものとは違う独自の道具概念として現れる。先生が我が国独禁法に関して提示した道具概念（たとえば、有力な事業者基準を想起されたい）は、そうしたものである。それに対応する概念を米国で見つけることはできない。経済法においても比較法研究の蓄積が創造的な研究に資することを実方先生の研究方法が示している。実方先生は、日本の独禁法の研究においても、審決・判例

分析を機軸に、産業実態の情報を加味して、特定の審決・判例の政策的な含意を明らかにするという方法をとられた。そのため「公正取引」に掲載される審査担当官の審決批評を丁寧に読んでおられる。そこには業界の実情が紹介されているからである。また特定産業の実態調査の報告書の類いもよく読んでおられる。それらは、我が国の産業組織の現状に即して、また独禁法の運用の現状に即して先生が政策的提言するときの基礎になるものである。

米国では、一九七〇年代に、寡占市場問題の大部分を虚妄とし、従来の個別産業の実態研究を徒勞の産物とするシカゴ学派の反トラスト理論が台頭した。この理論の影響力は革命的に拡大した。取引行為の効率性や競争促進効果を簡単なモデルで明快に説明する理論はたしかに人をひきつける。我が国にもその影響が及び、この理論に魅了された研究ないし紹介論文がでた。しかし、先生は、そのような研究と紹介に、事実の評価で苦闘することを回避する脆弱さと、知的ナルシズムの匂いを嗅ぎとっている。認定された現実と格闘する法律家（判例研究者）特有の事実感覚がそうさせるのである。たしかに、それは卓見である。米国では、経済学の有用性を前提にしながらも、それでは説明しつくせない事件の具体的な事実から学ぶ動きがおきて

いる。

「転換期の動向を学ぶことから生まれる若い経済法研究者の研究は、国際的な競争の展開と技術革新の進展という二一世紀の新たな産業状況のなかで、実方先生の研究を越える独禁法の研究成果を生み出すことであろう。そうでなければならぬ。しかし、先生を越える研究は、実方先生が踏まれた方法をもまた越えるものでなければならぬ。」

## (五) 実方先生の学風

先生は、自らを職人に譬えることを好まれる。解釈論上のテクニクが巧みで、新しい法解釈の開発をいつも心掛けている。実方先生の知性はたしかに職人のようにいつも実地的、実践的である。これは米国の反トラスト法の判例群の徹底した研究によって培われたセンスであろう。また、それは実方先生の個性と資質に関係するのではないかと思う。

実方先生は、解釈論の体系的な厳密性を第一義には追求しない。実方先生の流通規制論、実方先生のカルテル理論、実方先生の市場構造規制論、等々はある。しかし独占禁止法における実方理論体系なるものは存在しない。独禁法三条を貫く今村和

成先生の統合的市場支配と閉鎖的な市場支配の概念や、独禁法三条と一九条の関係をとらえる正田彬先生の体制的従属関係と個別的従属関係という体系的な構成は、個々の解釈論を体系的に整理する講学上の概念として、また法適用の効率的リファレンス枠として有益であると思う。学説間の争いによる解釈論体系の合目的な組み替えは、我々の仕事の一部であり、それに關する論争は有益であると思う。

しかし、実方教授は、必ずしもそうは考えておられない。したがって、それを目指していない。先生には、特定の課題の解決に動員可能な法の条文を適宜配置して、その規制の可能性と限界をギリギリ技術的に詰めることが課題であり生き甲斐である。それが先生の研究スタイルである。例えば、不公正な取引方法の規定の先生の整理の仕方は、寡占企業の流通支配という問題の実態に即したもので、独禁法の「公正競争阻害性」の解釈論的な体系構成によるものではない。先生が書かれたテキストの審決と判例の整理は、認定事実の細かい分析による類型化からなる。先生にとって、体系的に整理されなければならないのは問題それ自体であって、法の条文群ではない。先生から見れば、体系的構成の差異からくる学説間の論争は何ら生産的ではないということである。そこに先生の個性と資質が認められ

る。独自の才能を方向づけ、大きな成果を達成された理由がそこにあるように思われる。

### (六) 若い研究者だった頃の実方先生

私は先生の若い研究者の時代を知らない。しかし先生は、若い研究者のころから、すでに現代の競争政策の核心問題を見通して、仕事を重ねてきてよみに見える。これは驚くべきことである。先生がこれまで達成された経済法研究の成果は、この卓見によるものであり、また恵まれた才能と資質によるものである。しかし、若いときの地味で、苦しく絶え間の無い判例研究の蓄積もそこにあると想像している。

今日のような独占禁止政策の一定の興隆があるとは考えることもできず、我が国の独占禁止政策が常に産業政策の脇役にとどまっていた時期に、実方先生が反トラスト法研究を積み重ねていたことに注目しなければならない。実方先生は東京大学法学部と同大学院で鈴木竹雄先生と矢沢淳先生のご指導で研究生活の入った。そして矢沢先生の手ほどきでアメリカの反トラスト法の研究に着手された。我が国においては、当時すでに優れた経済法学者が輩出していたが、それらの先達は行政法か商法

ですでに確立した業績を誇る方々であった。そして、私たちの世代のように、独禁法だけを専門に研究生生活を送ることができない時代はまだ来てなかった。反トラスト法と独禁法の研究に没頭すれば直ちには将来の就職や生活に跳ね返るおそれがあったはずである。そのようななかで、先生は、反トラスト法の研究そのものに深くのめり込んでいったのである。

若い頃の実方先生の論文を読むと、その頭脳の動きが生々しく伝わってくる。次々と溢れてくる観念が先生を襲っている。それらが霧散しないうちに文章表現に定着させようと焦り、頭脳がオーバーヒートしている。そういう印象をもつ。初期の論文は決して読みやすいものではない。それは文体のせいではない。一定の秩序を与える余裕がないほど多くの、ひとつひとつ貴重なアイデアが執筆過程で生まれては消えて行くときの焦りのせいである。それを我慢して読めば現在でも示唆に満ちている。大学院で先生の指導のもとでドイツのカルテル法の研究を行った和田健夫君は、この論文のアイデアを大いに参考にしたとしている。いかに才能と資質に恵まれていても、若いときの取りつかれたような真摯な研究なくして、今日の先生の創造的な理論と自信は生まれなかったといふべきであろう。

## (七) 教育者としての実方先生

かつての大学院の講義で、私たちは親切な講義をうけることができた。先生は適切で軽妙なアドバイスをされる。また、そのような場でこそ公開される先生の個人的な研究ノウハウや先生の研究の歴史を垣間見ることができた。米国の石油、石炭、鉄鋼、鉄道などの産業組織に関する経済学者の実態研究を丹念に読んでおられることを先生の研究室で知った。

大学院では判例研究が主体であった。先生の比較法の研究方法とは異なる、英米法の判例の正統的な分析方法を教えてくださった。我々はそれを徹底して教え込まれたというべきであろう。個々の事件の要件事実を掴みだし、事実の細部に宿る意味を巧みにとらえる。そのやり方はとてもまねできるものではないが、我々には貴重な判例分析の体験となった。

大学院で先生の薫陶をうけた者は、私と、和田健夫君（小樽商科大学教授）、藤田稔君（山形大学助教）の僅か三人にすぎない。もつと多くの者が先生の訓練を受けていれば、多くの優れた経済法者が生まれていたであろう。残念であるが、そのような機会はなかった。先生は以前、長く体調を崩され、一時入院された。幸いお元氣になられたが、安否が心配されるほどであった。最近、大学院で経済法を研究する学生が増え、先生

のご指導を受けている。昨年入学した院生諸君が北海道大学で先生の指導を受ける最後の学生になるであろう。

### 終わりに

我が法学部は長い間、経済法、とりわけ独禁法のメッカと評されてきた。それは優れた独禁法の研究者がスタッフを構成してきたことによる。その支柱たる人が北海道大学法学部を去られる。どこにいかれようとも、実方先生の経済法学に対する学問的な功績の評価と、独占禁止政策に対する実践的な貢献への期待は変わるはずはない。しかし、先生が津軽海峡を渡ってしまわれることは、北海道における経済法の研究体制の維持と北法学部における教育体制の充実という点から大きな痛手といわなければならぬ。かつてご指導を賜った者のひとりとして、大きな喪失感をもつ。しかし、またご指導をお願いする機会が多々あるとの期待を失ったわけではない。

実方先生は、北海道大学法学部に在任中も、それ以前からも我が国の独禁法の研究で大きな業績を残された。ここでは主要な業績と貢献に触れにすぎない。今後も、大きな仕事をされることと思う。先生におかれましては、ご健康に留意されて、一層ご活躍されるようお祈りいたします。

実方謙二教授経歴

実方謙二先生の業績と貢献

昭和三〇年	三月	東京大学法学部卒業	昭和五三年一〇月	公正取引委員会「独占禁止法研究会」(第二次・流通問題) 会員(昭和五六年三月まで)
昭和三〇年	四月	東京大学大学院社会科学研究所入学	昭和五六年九月	公正取引委員会「独占禁止懇話会」会員(平成七年六月まで)
昭和三七年	三月	東京大学大学院社会科学研究所単位取得退学	昭和五七年一〇月	公正取引委員会「独占禁止法研究会」(第三次・不正な取引方法一般指定改正) 会員(昭和五九年九月まで)
昭和三八年	三月	小樽商科大学商学部専任講師	昭和五八年九月	ブリテイッシュ・コロンビア大学法学部客員教授(昭和五八年一〇月まで)
昭和四〇年一〇月	四月	小樽商科大学商学部助教授	昭和六一年六月	メルボルン大学法学部客員教授(同年七月まで)
昭和四一年	四月	法政大学法学部助教授	昭和六四年六月	公正取引委員会「情報・通信産業と競争政策研究会」座長(現在まで)
昭和四一年	九月	ハーバード大学法学院課程入学	昭和六六年三月	公正取引委員会「流通・取引慣行と競争政策検討委員会第一分科会」座長(平成二年七月まで)
昭和四二年	五月	ハーバード大学法学院課程修了(法学修士号「LLM」取得)	昭和六九年三月	内閣官房長官「独占禁止法と課徴金に関する検討委員会」会員
昭和四三年	三月	法学博士号取得(東京大学法学部)	平成元年七月	公正取引委員会「刑事罰に関する研究会」
昭和四四年	四月	法政大学法学部教授	平成二年一月	
昭和四七年一二月	二月	公正取引委員会「独占禁止法研究会」(第一次・独占禁止法改正問題) 会員(昭和四八年二月まで)		
昭和四七年	九月	イェール大学法学部客員研究員(昭和四八年九月まで)		
昭和五〇年	四月	北海道大学法学部教授		

会員（平成三年三月まで）

平成 六年 一二月 大蔵省銀行局「預金を考える懇談会」会員

（平成七年四月まで）

平成 八年 三月 北海道大学教授定年退官

## 実方謙二教授業績一覽

### I 著書

一九七六年（昭和五一年）

独占禁止法を学ぶ（共編著）

有斐閣

一九七九年（昭和五四年）

独占禁止法を学ぶ〔新版〕（共編著）

有斐閣

一九八一年（昭和五五年）

独占禁止法入門

青林書院

一九八三年（昭和五八年）

経済規制と競争政策

成文堂

寡占体制と独禁法

有斐閣

独占禁止法入門〔改訂版〕

青林書院

新・不公正な取引方法（共著）

青林書院

教材独占禁止法（共編）

青林書院

Ⅱ 論文

一九八五年（昭和六〇年）

注解経済法（上・下）（共編著）

青林書院

一九六四年（昭和三九年）  
新シャーマン法と有効競争の理論

商学討究一四卷四号

教材独占禁止法〔第二版〕（共編）

青林書院

一九八七年（昭和六二年）

独占禁止法

有斐閣

一九六五年（昭和四〇年）  
反トラスト法における共同行為の認定について（一）

北大法学論集一五卷四号

独占禁止法の原理・原則

総合法令

反トラスト法における共同行為の認定について（二）

北大法学論集一六卷一号

一九八九年（平成元年）

教材独占禁止法〔第三版〕（共編）

青林書院

一九六六年（昭和四一年）

反トラスト法と有効競争の理論——反トラスト法における経

一九九二年（平成四年）

独占禁止法〔新版〕

有斐閣

済的基準（上・下）  
公正取引一八八・一八九号

教材独占禁止法〔第四版〕（共編）

青林書院

一九六八年（昭和四三年）

反トラスト法における共同行為の認定について（三）

一九九五年（平成七年）

独占禁止法〔第三版〕

有斐閣

北大法学論集一八卷三号

独占禁止法を学ぶ〔第三版〕（共編著）

有斐閣

多角的合併と反トラスト法

経済法一一号



一九六九年（昭和四四年）

寡占的同調行動と独禁法の規制

公正取引二二〇号

独禁法一五条の統一解釈と判例理論

公正取引二二四号

大型合併と独禁法

ジュリスト増刊「法とは何か」

一九七〇年（昭和四五年）

独禁法における公共の利益——独禁法二〇の論点（一）

公正取引二三一号

産業別規制と競争維持政策の調整——規制委員会の第一次管轄権について  
法学志林六七卷一―二二号

垂直的結合の違法性について

公正取引二三四号

排他的特約店契約

実務法律時報二号

一九七一年（昭和四六年）

再販維持と拘束条件付取引——粉ミルク再販判決の実体法上の問題点  
公正取引二五三号

一九七二年（昭和四七年）

独占禁止政策の新展開と公正取引委員会

公正取引二六一号

一九七四年（昭和四九年）

独占禁止法と構造的規制措置

法学志林七二卷一—号

独禁法違反と損害賠償——消費者による独禁法強化のために

公正取引二八三号

独占禁止法の機能と限界

法律時報五五五号

カルテルにおける違法行為成立・消滅と排除措置

石井追悼記念「商事法の諸問題」

アメリカにおける独禁法の運用動向  
法律時報五五九号

一九七五年（昭和五〇年）

カルテル規制と独禁法改正の問題点

法律時報五六二—号

企業分割——アメリカの事例にみる現実と論理

中央公論経営問題一四卷一号

傷だらけの独禁法改正

東洋経済三八七—号

独禁法改正問題の法律論的総括

東洋経済三八八—号

カルテルの徹底的研究

中央公論経営問題一四号

最近の独禁法強化の方向——流通経路支配と独禁法上の問題

公正取引三〇〇号

総カルテルへ進む日本産業——不当な石油の値上げ指導をつ

エコノミスト二二—五号

行政指導と独占禁止法

鈴木古希記念『現代商法学の諸問題』 有斐閣

一九七六年（昭和五一年）

取引先制限カルテルに対する規制強化の動向と問題点（一）—

（三） 公正取引三〇三—三〇五号

骨抜き独禁法改正政府案に異議あり 東洋経済三九四〇号

一九七七年（昭和五二年）

羊頭狗肉？独禁法改正案の法律的盲点——公正取引委の独立性およびやかす『事前協議』

企業分割と競争原理 エコノミスト四〇〇—号

独禁法改正と企業分割 経済評論二六卷六号

一九七九年（昭和五四年）

大企業子会社の協同組合加入と適用除外 公正取引三三三九号

法と自由——市場機構と市民法

平井編『法律学——社会科学への招待』

一九八〇年（昭和五五年）

各国の流通系列化と独禁法の規制

参入規制の問題点と改革の方向

アメリカにおける合併規制

流通系列化の競争制限効果と違法性の基準——総論的検討

流通系列化の競争制限効果と違法性の基準——総論的検討 経済法学会年報一号

石油カルテル刑事判決の検討——独禁法理論の立場から

公正取引三六一号

一九八一年（昭和五六年）

不当な取引制限の禁止 『独占禁止法講座』第三卷

石油カルテル刑事事件判決の再検討（上・下）

公正取引三六四・三六五号

独禁法違反と行政指導の限界——石油ヤミカルテル事件判決

ジュリスト七三六号

農業協同組合と独占禁止法の適用除外の再検討（一）

北大法学論集三一巻三—四四号下

独禁法違反に対する損害賠償請求と相当因果関係（鶴岡灯油損

害賠償事件） 公正取引三六八号

一九八二年（昭和五七年）

再販売価格維持と取引の拘束

今村還暦記念『公法と経済法の諸問題』<sup>下</sup>

農業協同組合と独占禁止法の適用除外

公正取引三七六号

東京高裁判油損害賠償事件

判例評論二七八号

再販売価格維持・専売制・テリトリー規制の比較法的検討

(上)

北大法学論集三三卷二号

不当販売の規制基準

ジュリスト七七五号

一九八三年(昭和五八年)

再販売価格維持・専売制・テリトリー規制の比較法的検討

(下)

北大法学論集三三卷五号

銀行取引と独占禁法 鈴木禄・竹内編『金融取引法体系』第一卷

アメリカは緩和しているか——競争政策はむしろ強化

エコノミスト六一卷三七号

一九八四年(昭和五九年)

専売制と公正競争阻害性——東洋精米機東京高裁判決をめぐって

公正取引四〇二号

カナダにおける航空規制緩和の動向(上・下)

公正取引四〇三・四〇四号

公正競争と消費者保護——競争の理念『消費者法講座(三)』

一九八五年(昭和六〇年)

景品規制の目的と体系

『現代契約法大系(四)』

鶴岡灯油事件控訴審判決の意義(上・下)

公正取引四一五・四一六号

消費者訴訟と独占禁止法——鶴岡灯油控訴審判決

法律時報五七卷七号

課徴金の対象となる「当該役務」の売上額——自火報設備事

件 公正取引四二〇号

取引拒絶 『独占禁止法講座』第五卷

一九八六年(昭和六一年)

規制改革の方向と問題点——日加の比較 公正取引四三一号

オーストラリアの独占禁法制 公正取引四三二二号

一九八七年(昭和六二年)

独占禁止法の課題

ジュリスト八七五号

改正独占禁止法の一〇年

商事法務研究一一二四号

東京灯油訴訟最高裁判決の検討

法律時報五九卷一二号

一九八八年（昭和六三年）

経済の国際化と日本市場の開放

公正取引四四八号

再販売価格維持の適用除外の見直し

航空規制緩和と競争

ジュリスト九八七号  
運輸と経済五三四号

一九八九年（平成元年）

航空規制緩和の現状と課題

公正取引四六二号

一九九二年（平成四年）

独占禁止法と銀行取引の問題点

銀行実務九二巻四号

一九九〇年（平成二年）

銀行と独占禁止法——金融自由化と今後の留意点

一九九三年（平成五年）  
反トラスト法による排除措置の運用状況の分析

金融法務事情一二七七号

北大法学論集四四巻四号

鶴岡灯油訴訟最高裁判決の検討——損害論を中心に

法律時報九〇巻三号

一九九四年（平成六年）

輸入総代理店の功罪を問う——作られた「ブランド信仰の神話」

エコノミスト九三巻一三三号

反トラスト法における排除措置運用の実態 公正取引五二二号  
しつかりせよ！公取委 エコノミスト一九九四年四月一九日号

日米構造協議・日本市場の開放と流通問題

経済法学会年報一一号

流通・取引慣行指針の実効性 経済法学会年報一五号

流通制度——流通系列化と流通慣行

ジュリスト九六五号

一九九五年（平成七年）

対面販売説明義務と再販売価格維持

国際商業三二〇号

一九九一年（平成三年）

企業結合と独占禁止法

（現代経済法講座第三巻）『企業結合と法』

III 英文論説

一九七七年 (昭和五二年)

Administrative Guidance and the Antimonopoly Law  
10 Law in Japan 65

一九八二年 (昭和五七年)

Administrative Guidance and the Antimonopoly Law —  
another View of the Oil Cartel Criminal Decisions  
15 Law in Japan 95

一九八六年 (昭和六一年)

Antitrust in Japan — recent trend and its socio-political back-  
ground  
20 UBC L. Rev. 379

Distribution in Japan — as alleged non-tariff barriers  
Working Paper for AsianLaw Center, Melbourne University

一九九〇年 (平成二年)

Sole Import Agents: More Harm Than Goods?  
11 Economic Eye (no. 2) 26

一九九二年 (平成四年)

Trade Friction and Antitrust Law in Japan  
presented at the Conference on Government-Industry Relations  
into 1990s: Comparison with Japan, at Exeter University in En-  
gland (1992)

一九九四年 (平成六年)

Enforcement of Antimonopoly Law In Japan  
presented at the Conference of Comparative Enforcement of  
Antitrust, at Ottawa (1994)

Ⅳ 対談・座談会

一九七五年 (平成七年)

〔座談会〕 経済民主主義は復元できるか — 独禁法改正への  
期待と幻想  
エコノミスト二〇七五号

〔座談会〕 独禁法改正の意義と今後の方向 経済評論二四巻五号

〔座談会〕 行政委員会 — 公正取引委員会の独立性をめぐっ  
て  
ジュリスト五九一号

一九八〇年 (昭和五五年)

〔対談〕 石油ヤミカルテル判決——行政指導の隠れみの官民  
協調 東洋経済四二五〇号

〔対談〕 独占禁止法研究会報告の背景と意義——流通系列化  
に関する独禁研報告書を中心として（上・下）

公正取引三三五・三五六号

一九八五年（昭和六〇年）

〔座談会〕 技術革新と競争政策 公正取引四一四号

一九八九年（平成元年）

〔座談会〕 最近の独占禁止法違反事件の状況と傾向

公正取引四六四号

〔座談会〕 政府規制と競争政策 公正取引四七〇号

一九九〇年（平成二年）

〔座談会〕 独占禁止法違反行為を請求原因とする損害賠償請求  
訴訟——鶴岡灯油訴訟最高裁判決を契機として

公正取引四七三号

〔座談会〕 最近の独占禁止法違反事件をめぐって

公正取引四七五号

〔座談会〕 流通・取引慣行とこれからの競争政策——流通・  
取引慣行等と競争政策に関する検討委員会報告書の狙い

公正取引四七八号

一九九一年（平成三年）

〔座談会〕 独禁法の強化と課徴金の引き上げ

ジュリスト九七七号

〔座談会〕 最近の独占禁止法違反事件をめぐって

公正取引四八七号

一九九二年（平成四年）

〔座談会〕 最近の独占禁止法違反事件をめぐって

公正取引五〇〇号

一九九四年（平成六年）

〔座談会〕 最近の独占禁止法違反事件をめぐって

公正取引五二四号